

墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の変更の許可に関する審査基準

1 墓地等の変更に係る基準

- (1) 法人にあっては、定款、寄附行為又は宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 12 条に規定する規則等に定める手続に基づき、社員総会、理事会、役員会等において墓地等の変更の許可の申請をすることに関する意思決定をしていること。
- (2) 大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例第 12 条第 1 項第 3 号に規定する共同墓地（以下「共同墓地」という。）の経営者にあっては、当該共同墓地の変更の許可の申請をすることに関する意思決定をしていること。
- (3) 安定的に継続して墓地等を経営するための十分な預貯金その他の資産があること。
- (4) 収入、支出の見込みが適切であること、過剰な借入れをしていないこと等資金計画が適切であること。
- (5) 墓地等の規模に応じた人員の配置及び墓地等の経営責任者、管理責任者、会計責任者等の職務の範囲等を定めた書類の作成等墓地等を適切に管理するための体制が整っていること。
- (6) 墓地等の管理業務を外部委託する場合にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 委託内容、委託先等が明確であること。
  - イ 墓地等の使用料、管理の基本方針の決定等実質的な経営の権限を受託者が有するような契約の内容になっていない等、契約の内容が不適切でないこと。
  - ウ 受託者が安定的に継続して受託した墓地等の管理業務を行うために必要な能力及び経営的基礎を有していること。
- (7) 墓地にあっては、その使用料、管理料等の料金、使用期限その他墓地の使用に関する規定が明確であること。
- (8) 墓地等を経営するに当たり他法令の許可等を要する場合にあっては、当該許可等を受けていること又は受ける見込みがあること。

2 墓地等の設置場所等の基準

- (1) 墓地及び火葬場は、住宅及び病院、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する児童養護施設その他これらに類する施設であって、大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行細則第 12 条各号に掲げるものの敷地から 100 メートル以上離れていること。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、知事が府民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障ないと認めるときは、この限りでない。（大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例第 12 条第 1 項ただし書関係）
  - ア 地方公共団体が経営する墓地について、当該地方公共団体の住民の墓地の需要に応じその区域を拡張するとき。
  - イ 大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例第 3 条第 2 号に規定する宗教法人が、障壁等により区画されている宗教法人法第 3 条に規定する境内地を 20 年以上所有し、かつ、当該境内地内で当該宗教法人の檀家又は宗徒の需要に応じて墓地区域を拡張するとき。
  - ウ 大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例第 18 条第 2 項に規定する検査を受けて現に使用している墓地（障壁等により区画されている宗教法人法第 3 条に規定する境内地（20 年以上境内地の状態にあるものに限る。）内に存するものに限る。）について、当該墓地の経営を承継するための経営許可を受けて、当該境内地内において既存の区画数を変更せず、当該宗教法人の檀家又は宗徒の需要に応じてこれを拡張するとき。
  - エ 共同墓地について、当該共同墓地を設置し、及び管理している団体を形成している者の墓地の需要に応じその区域を拡張するとき。
  - オ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定による都市計画事業の施行、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）の規定による土地区画整理事業の施行等により墓地又は火葬場の施設の変更をする等やむを得ない理由により、変更前の墓地又は火葬場と同じ区画数の墓地又は同じ規模の火葬場とするとき。
- (2) 墓地等の土地については、当該墓地等の経営者（地方公共団体を除く。）が、当該墓地等の土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないこと。

ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。(大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例第 12 条第 3 項ただし書)

ア 国、地方公共団体、財産区等から共同墓地の土地を借り受けているとき。

イ 共同墓地の土地について、当該共同墓地を設置し、及び管理している団体の構成員が共有しているとき。

ウ 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者、ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 9 項に規定するガス事業者、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 5 項に規定する水道事業者及び水道用水供給事業者等が、当該事業の目的を達成するため設ける電線、ガス管、水道管、下水道管等の施設、布設等をするために、墓地等の土地(自己所有地に限る。)に地役権等を設定しているとき。

### 3 墓地の構造設備の基準

(1) 墓地には、外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根を設けること。ただし、墓地の土地の形状等により外部から墳墓を見通すことができない場合はこの限りでない。(大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例第 13 条第 1 項ただし書関係)

(2) 墓地には、雨水等が停滞しないようにするための排水路を設けること。ただし、墓地から自然排水ができ、かつ、近隣地域、河川等に支障がないと認められる場合はこの限りでない。(大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例第 13 条第 1 項ただし書関係)

(3) 墓地の駐車場(墓地の付近にあるものを含む。以下同じ。)の構造は、次のいずれにも該当するものでなければならない。(大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例第 13 条第 1 項第 4 号関係)

ア 駐車場の収容台数については、墓地の区画数の約 3 パーセント以上確保されていること。ただし、墓参者がおおむね公共交通機関の利用者又は近隣住民である等の理由により、知事が墓地の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

イ 季節的な事情等により墓参のための自動車が混雑する場合は、臨時の駐車場を設けること。ただし、臨時バスの運行その他の自動車による墓参の代替措置を講じている場合であって、知事が墓地の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

### 4 火葬場の構造設備の基準(大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例第 15 条ただし書関係)

火葬場には、外部から火葬場を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根を設けなければならない。ただし、火葬場の土地の形状等により外部から火葬場を見通すことができない場合はこの限りでない。

墓地等の廃止の許可に関する審査基準

墓地等の廃止に係る基準

- (1) 法人にあつては、定款、寄附行為又は宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 12 条に規定する規則等に定める手続に基づき、社員総会、理事会、役員会等において墓地等の廃止の許可の申請をすることに関する意思決定をしていること。
- (2) 大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例第 12 条第 1 項第 3 号に規定する共同墓地にあつては、当該墓地を設置し、及び管理している団体として墓地等の廃止の許可の申請をすることに関する意思決定をしていること。